

令和 2年 3月18日

## 各種預金規定および振込規定改定のお知らせ

米子信用金庫では、令和2年4月1日より下記のとおり各種預金規定および振込規定を改定いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

### 記

#### 1. 改定の内容

令和2年4月1日の改正債権法施行に伴い、以下の条項を新設・追加いたします。

##### (1) 規定の変更に関する条項

下記2.(1)に掲げる規定に新設いたします。

###### 「規定の変更」(条項の新設)

(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

##### (2) 成年後見人等の届出に関する条項

下記2.(1)に掲げる規定の該当箇所を変更いたします。

###### 「成年後見人等の届出」(条項の一部追加・変更)

(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) (以下省略)

##### (3) 定期預金の期限前解約に関する条項

下記2.(2)に掲げる規定の該当箇所を変更いたします。

###### 定期預金規定集 定期預金共通規定「5. 預金の解約、書換継続」(条項の一部追加)

5. (預金の解約、書換継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 以下、項番変更  
(以下省略)

(例) 期日指定定期預金規定「利息」(条項の一部追加・変更)
(利息)
(1) (略)
(2) (略)
(3) この預金を定期預金共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
(以下省略)

## 2. 改定する預金規定および改定箇所

### (1) 規定の変更に関する条項および成年後見人等の届出に関する条項

	規定の変更 (新設)	成年後見人等の 届出(変更)
当座勘定規定	第29条	
普通預金規定	第17条	第13条第1項
無利息型普通預金	第17条	第13条第1項
貯蓄預金規定	第18条	第14条第1項
通知預金規定	第13条	第10条第1項
納税準備預金規定	第18条	第14条第1項
定期預金規定集	第13条	第9条第1項
定期預金共通規定		
譲渡性預金規定	第13条	第9条第1項
定期性総合口座取引規定	第21条	第17条第1項
定期性総合口座(無利息型普通預金)取引規定	第21条	第17条第1項
財形期日指定定期預金規定	第15条	第11条第1項
財形住宅預金規定	第20条	第16条第1項
財形年金預金規定	第19条	第15条第1項
積立式期日指定定期預金規定(DANDAN積定)	第16条	第12条第1項
定期積金規定	第18条	第14条第1項
休眠預金等活用法にかかる全預金共通規定	第5条	
よなごしんきん振込規定	第13条	

### (2) 定期預金の期限前解約に関する条項

	定期預金の期限前解約(変更)
定期預金規定集	
定期預金共通規定	第5条第1項
期日指定定期預金規定	第3条第3項
自動継続期日指定定期預金規定	第4条第5項
自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定	Ⅱ. 第1条第3項 Ⅲ. 第1条第3項
自動継続 自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定	Ⅱ. 第1条第4項 Ⅲ. 第1条第3項

自由金利型定期預金（大口定期）規定	第2条第3項
自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定	第2条第4項
変動金利定期預金規定	Ⅱ. 第1条第3項 Ⅲ. 第1条第3項
自動継続変動金利定期預金規定	Ⅱ. 第1条第3項 Ⅲ. 第1条第3項
財形期日指定定期預金規定	第5条第3項
財形住宅預金規定	第5条第2項
財形年金預金規定	第5条第3項
積立式期日指定定期預金規定（DANDAN積定）	第6条第3項

### 3. 変更日

令和2年4月1日（水）

### 4. その他

今回の改定に合わせ、従来紙媒体で提供しておりました「無利息型普通預金規定」および「定期性総合口座（無利息型普通預金）取引規定」についても、ホームページに掲載することといたします。

以上